

陳 述 書

平成25年11月15日

住所

市 町 番 号

氏名

表 良一

乙第一五号証
乙第三
号証一五

1. 私の経歴

昭和47年4月 室蘭市役所入庁

下水道建設事務所、日本下水道事業団(出向)、企画調整課、清掃課などを経て、平成12年4月西いぶり廃棄物処理広域連合総務課長、平成16年4月同広域連合事務局長

平成21年3月 室蘭市退職

平成21年4月 日鋼室蘭マネジメントサービス入社西胆振環境(株)へ出向

平成22年3月 日鋼室蘭マネジメントサービス退社

平成22年4月 西胆振環境(株)入社

西いぶり廃棄物処理広域連合は名称を変更し現在は西いぶり広域連合

2. 契約時

西胆振地域廃棄物広域処理事業の契約は、PFIに準じた公設民営により、国のダイオキシン類削減対策や最終処分場の延命対策を実行するために、ガス化溶融と称されるごみ焼却と灰溶融が一体で可能なタイプの施設により中間処理施設を建設するとともに、その運転保守管理も民間に任せるものでした。

同事業は、平成13年1月に契約がなされ、発注者である広域連合に負担の少な

い有利な内容となったこと、また、処理単価がごみ 1 トン当たり 10,340 円となり、当時の室蘭市の処理単価約 12,000 円/トンや伊達市の約 19,000 円/トンと比較して、新たに灰溶融を付加しているにもかかわらず安価となっており、18 年 4 ヶ月間の廃棄物処理が担保され公設民営方式で行うメリットが十分発揮されることとなりました。

3. 稼働時

平成 14 年 12 月からのダイオキシン類削減対策を順守すべく、同月からの稼働を目指しておりましたが、広域連合による用地取得が遅れたためにこの事業の契約も遅れ、正式稼働が平成 15 年 4 月にずれ込むことが余儀なくされ、平成 14 年 12 月からは正式稼働ではなく試運転状態での運転となり、定格能力でのごみ処理ができず平成 14 年度発生のごみを平成 15 年度へ持越すこととなりました。

この持ち越されたごみの一部が最終処分場へ埋め立てされましたが、正式稼働以前のごみが対象であり、性能保証におけるごみ処理量未達にはなりませんでした。不可抗力以外で、ごみを処理できずに最終処分場へ埋め立てたのはこれまでこの件のみでした。

平成 15 年 4 月から正式稼働が始まりましたが、機械装置につきものの初期トラブル、高温空気加熱器の伝熱管のひび割れや破損、売電を行っていることや、電力会社のトラブルによる停電、ごみ分別の悪さに起因する鉄線類等の塊（ワイヤーソーページ）による熱分解ドラムの停止などが起こり心配続きでした。

また、この施設の一番の売りであった、「ごみの持つエネルギーでごみ処理と灰溶融を行う」という売りとはかけ離れた状態で、補助燃料としての灯油が大量に使用されていました。

この灯油大量使用に関しては、公設民営方式の事業であることから広域連合の費用負担は生じることはないものの、広域連合議会で問題とされ、平成 17 年 1 月 20 日開催施設運営常任委員会懇談会（懇談会であっても議事録あり）において三井造

船(株)の幹部により議員及び関係市町村長に状況説明をするとともに打開策の実行を約束いたしました。

その後、熱分解ドラムの伝熱管の増強や高温空気加熱器の伝熱管の改良を行うとともに、ワイヤーソーセージの原因になる鉄線類等の取り除き、電力会社との調整、初期トラブルを踏まえての故障の未然防止などを行い運転状況が改善されたことに伴い、平成 18 年 5 月 15 日開催の施設運営常任委員会において、佐藤元総務課長が、平成 17 年度の稼働実績について、稼働日数及び処理率を示し、「メルトタワー 21 は順調に稼働しているものと考えている。」と報告いたしております。その後も安定操業時期を平成 18 年 4 月とした旨を、議会答弁（平成 20 年 9 月 3 日開催の定例会）しています。

4. 平成 17 年 3 月の性能保証期間について

設備の改善や故障防止により、灯油使用量が減少傾向となっても、灯油使用量削減については議会に約束をした経緯もあったことから行政側の担当者としては不安であり、平成 17 年 3 月の稼働後 2 年目の保証期間満了時には、保証期間の満了とはせず、さらに 2 年間延長を申し出ました。

この申し出に西胆振環境(株)や三井造船(株)では、性能保証事項に未達はなく、期間延長はおかしいのでは、との考えでした。

しかしながら、灯油使用量に関しての不安は残っていたため、協議を重ね西胆振環境(株)から提出された、平成 17 年 3 月 31 日付広域処理施設(メルトタワー 21)の保証期間満了について(甲第 14 号証)の 3 行目以降のただし書部分 3 行を追加してもらい、2 ヶ年間延長をすることとなりました。

5. 平成 19 年 3 月の性能保証期間について

平成 17 年 3 月から 2 ヶ年期間延長となり、灯油使用量は大幅に減少したものの、灯油使用原単位(ゴミ処理トン当りの灯油使用量のこと)はまだ高かったので、平

成 19 年 3 月にはさらに 2 ヶ年の延長の申し入れをすることとしました。しかし、三井造船(株)側は、性能保証未達事項がないのに延長することは不当であるとして、延長を拒みました。三井造船(株)は、行政の強い要請により灯油使用量改善のための延長には同意するものの、性能保証による延長には該当しないという判断から、機器の一部に不具合が生じているためという事由に改めて、性能保証ではなく、建設工事請負契約第 44 条かし担保責任による 2 ヶ年の延長となるよう案を示し協議しましたが、広域連合の了承は得られませんでした。

平成 19 年 4 月以降も、両者の間で保証期間延長についての話し合いがなされ、何回か話し合いを重ねる中で灯油使用量が性能保証事項に該当しないことは、広域連合側も理解しましたが、その一番の要因となっているセラ管の改修が平成 20 年頃までかかる予定となっていたため、それを踏まえて灯油使用量の検証を行いたいとの要望を出しました(乙第 2 号証)。

6. 覚書(甲第 17 号証)について

三井造船(株)の方からは、これまでの話し合いの状況を踏まえた新たな覚書案(乙第 3 号証)が平成 19 年 7 月に提出され、その締結に向けて両者の協議が引き続きなされていましたが、他方では、平成 18 年度までメルトタワー 21 が安定操業を続けてきたものの、保守管理費が当初予算からかなり乖離していることが判明しました。

株主企業は、西胆振環境(株)の経営を破綻させないために定期点検・補修工事の費用について相当の負担をする、そのために、西胆振環境(株)が債務超過に陥ることもやむを得ないという結論となり、平成 20 年 3 月 21 日に、株主としての見解と対応(甲第 18 号証)を提出し、契約期間が満了するまで西胆振環境(株)を破綻させることのないように支援・指導を行うこととしました。

この株主の決意と灯油使用量の減少そして安定操業がなされている状況を鑑み、この時点で保証期間を満了とする考えもありましたが、さらに確実に検証するため、

平成 21 年 3 月までもう 1 年様子を見て、その時点で灯油使用量及び稼働状況が良好であれば、平成 20 年 3 月末日をもって保証期間終了の確認をしたことにしました。

そして、平成 21 年 3 月までに特段の問題が生じなかったため、これまでの事情を踏まえて平成 21 年 3 月 18 日に覚書を取り交したものです。

7. 定期点検・補修工事費用の乖離について

稼働後から、定期点検・補修工事費用が当初予算を大幅に上回っている旨の報告を西胆振環境(株)から受け、議会へも同社の経営は厳しく株主企業の支援により赤字の補てんをしている状況であると報告（平成 20 年 2 月開催定例会、平成 20 年 8 月開催総務常任委員会）していました。これらの報告の中で、議員からは赤字続きで同社の経営は大丈夫か、との疑問もありましたが、公設民営の契約により当面は株主企業の支援をお願いできるものと考えていると答弁を繰り返しておりました。

なお、株主企業は、平成 18 年度までは同社の決算を赤字としないように支援をしていましたが、平成 19 年度からは、赤字ではない会社に支援はできない、との考え方から、赤字分を明確にし、その分に対し支援をすることとしました。これは会計処理上妥当なことだったと思います。

8. 平成 25 年度から平成 33 年 7 月までの追加費用について

平成 21 年 3 月の室蘭市退職後に、(株)日本製鋼所の関連会社を経て西胆振環境(株)に再就職（出向を含む）をしましたが、同社の運営は株主企業からの支援により成り立つ構造は変わっておりませんでした。しかし、平成 22 年後半になって三井造船(株)の方から、西胆振地域廃棄物広域処理事業に関する基本協定書（甲第 20 号証）における支援責任上限額である業務委託費総額の 1/10 をすでに超過しているので、株主企業間で取り決めていた平成 24 年度までの支援額は何とかするが、平成 25 年以降の支援は困難であるとの説明を受けました。

平成 25 年度から平成 33 年 7 月まで安定的に施設を運転するための追加費用については、西胆振環境(株)の運営費を含めて、29 億円程度と試算されていたので、その負担割合をどのようにすべきか、広域連合・三井造船・西胆振環境の 3 者で平成 22 年 10 月頃から協議を開始しましたが結論は得られず、非常に残念なことではありますが、訴訟となった次第です。

9. ごみ処理単価について

ごみ処理 1 トン当たりの委託単価の約 1 万円は、他の同規模施設と比較するとおおむね 1/2 程度で、行政側に大変有利な契約となっていました。業務委託契約に基づいてこの単価で 10 年間ごみ処理ができた訳で、10 年間は公設民営方式でのメリットは享受できていました。もし、仮に追加費用の 29 億円を行政側がすべて負担するとした場合でも、委託期間 18 年 4 カ月のうち 10 年間は約 10,000 円/トンで、8 年 4 カ月分は約 20,000 円/トンとなるので、18 年 4 カ月の通期で平均すると、約 14,500 円/トンとなります。それでも他施設の約 7 割程度におさまり、公設民営の効果はあるものと考えられます。

10. おわりに

道内のある広域連合では、某企業がガス化溶融によるごみ処理を無責任に放棄した事例もありました。西胆振環境(株)では、三井造船(株)、(株)日本製鋼所の大きな支援のもと、10 年間、契約に基づき、誠実に運転保守管理を行ってきました。また、三井造船(株)においては今後も西胆振地域のごみ処理を責任を持って支援し、地域住民の生活を継続できるようにすることも打ち出しています。

平成 17 年 3 月の保証期間の延長は、灯油使用量が多かったことによるもので、性能保証事項が未達だったことによるものではありませんでした。北海道庁への報告、議会への順調である旨の度重なる報告あるいは周辺町会の代表で組織する住民監視委員会への報告など、灯油使用量が多いけれども、公設民営方式なので、行政

負担は生じないと繰り返していました。

もし性能保証に未達事項があれば、報告をする義務がありましたので、報告をしなかったことは、行政側としても性能保証の未達事項は無かったという認識があったことと思います。

また、メルトタワー 21 の保守管理費の乖離については、平成 19 年度の時点で広域連合側も認識していましたが、当面は西胆振環境(株)の株主が支援してくれるということで問題ないと理解していました。基本協定書で定められた支援責任限度額を超えたことで、株主の支援が平成 25 年度以降得られなくなり、このような紛争となったことは残念ですが、かし担保責任も性能保証責任も 10 年が限度期間です。裁判においては原告・被告どちらもある程度我慢ができるところで決着がつくことを望んでいます。

以上